

地域再生計画書本体新旧対照表

旧	新
<p>1. 地域再生計画の名称</p> <p>“生き生き千曲”まちづくり計画</p> <p>2. 地域再生計画の作成主体の名称</p> <p>長野県</p> <p>千曲市</p> <p>3. 地域再生計画の区域</p> <p>千曲市の全域</p> <p>4. 地域再生計画の目標</p> <p>(略)</p> <p>(1) 林道整備による林業の振興と観光振興</p> <p>(略)</p> <p>(2) 道路整備による一体性の構築とまちづくり</p> <p>(略)</p> <p>特に合併直後の当市にとっては、旧市町間を結ぶ道路や駅・観光地へのアクセス道路などは市民の一体性確保のみならず、来訪者にとっても重要な課題であることから整備要望が高く、効率的な道路について整備を進めます。</p> <p>現在市内には、しなの鉄道の駅が<u>3駅あります</u>が、特に屋代高校前駅・戸倉駅へのアクセスについては5～10分、戸倉宿キティパークへのアクセスについては10分、既所要時間からの短縮を目標に整備を進めます。</p> <p>5. 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要</p> <p>(略)</p> <p>「市道屋代新田線」については、しなの鉄道屋</p>	<p>1. 地域再生計画の名称</p> <p>“生き生き千曲”まちづくり計画</p> <p>2. 地域再生計画の作成主体の名称</p> <p>長野県</p> <p>千曲市</p> <p>3. 地域再生計画の区域</p> <p>千曲市の全域</p> <p>4. 地域再生計画の目標</p> <p>(略)</p> <p>(1) 林道整備による林業の振興と観光振興</p> <p>(略)</p> <p>(2) 道路整備による一体性の構築とまちづくり</p> <p>(略)</p> <p>特に合併直後の当市にとっては、旧市町間を結ぶ道路や駅・観光地へのアクセス道路などは市民の一体性確保のみならず、来訪者にとっても重要な課題であることから整備要望が高く、効率的な道路について整備を進めます。</p> <p>現在市内には、しなの鉄道の駅が<u>3駅あり、平成21年には新たに1駅を設置する予定になっています</u>が、<u>現在ある</u>屋代高校前駅・戸倉駅へのアクセスについては5～10分、戸倉宿キティパークへのアクセスについては10分、既所要時間からの短縮を目標に整備を進めます。</p> <p>5. 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要</p> <p>(略)</p> <p>「市道屋代新田線」については、しなの鉄道屋</p>

代高校前駅と県立歴史館・科野の里歴史公園・アンズの里などの観光地を結び、

「市道しなの鉄道東幹線」については、林道北山線としなの鉄道戸倉駅を、また旧戸倉町東部地区の戸倉駅へのアクセス道路として利用するなど、両線は観光面、地域の一体性の確保からも大変重要な路線であることから、改良工事等による整備を進めます。

「市道埴生本線」については、市街地と周辺地域を結ぶ道路として拡幅工事を行うことにより、周辺観光地へのアクセスを円滑なものにするるとともに、国道18号のバイパス的幹線道路として機能を強化します。

また、自然を活かした観光資源は森林のみならず古くから市民に親しまれ、地域に根ざした資源が数多くあります。そうした資源は千曲川左岸を中心に存在することから、「さらしなの里」散策路整備事業や名勝嬢捨「田毎の月」整備事業、城山史跡公園整備などと連携しながら、自然と歴史・文化の資源を活かし、強いては重要な経済・観光基盤である戸倉上山田温泉への集客を目指します。

なお、上記林道については「第11期千曲川下流地域森林計画」(期間平成17年4月1日～平成27年3月31日)に位置付けられ、上記市道については「市道認定」路線です。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業道整備交付金を活用する事業

〔施設の種類(事業区域) 事業主体〕
市道(千曲市) 千曲市

代高校前駅と県立歴史館・科野の里歴史公園・アンズの里などの観光地を結び、「市道柏王一里塚線」については、しなの鉄道戸倉・屋代間に平成21年3月開業予定の新駅と国道18号を、また千曲川左岸の更級地区からの駅利用者アクセス道路として、「市道しなの鉄道東幹線」については、林道北山線としなの鉄道戸倉駅を、また旧戸倉町東部地区の戸倉駅へのアクセス道路として利用するなど、各路線とも観光面、地域の一体性の確保からも大変重要な路線であることから、改良工事等による整備を進めます。

「市道埴生本線」については、市街地と周辺地域を結ぶ道路として拡幅工事を行うことにより、周辺観光地へのアクセスを円滑なものにするるとともに、国道18号のバイパス的幹線道路として機能を強化します。

また、自然を活かした観光資源は森林のみならず古くから市民に親しまれ、地域に根ざした資源が数多くあります。そうした資源は千曲川左岸を中心に存在することから、千曲川河川敷を活用し

^{がっこう}
た「水辺の楽校プロジェクト」事業や名勝嬢捨「田毎の月」整備事業、城山史跡公園整備事業などと連携しながら、自然と歴史・文化の資源を活かし、強いては重要な経済・観光基盤である戸倉上山田温泉への集客を目指します。

なお、上記林道については「第11期千曲川下流地域森林計画」(期間平成17年4月1日～平成27年3月31日)に位置付けられ、上記各市道については全て「市道認定」路線です。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業道整備交付金を活用する事業

整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

(添付書類 1 - 1)

〔施設の種類(事業区域) 事業主体〕
市道(千曲市) 千曲市

<p>林道（千曲市） 千曲市 〔事業期間〕 市道 平成18年度から平成21年度 林道 平成17年度から平成21年度 〔整備量及び事業費〕 市道 2.2 km 林道 2.8 km 総事業費 2,386,200千円</p> <p>市道 2,300,000千円 （内交付金 1,150,000千円） 林道 83,532千円 （内交付金 27,204千円）</p>	<p>林道（千曲市） 千曲市 〔事業期間〕 市道 平成18年度から平成21年度 林道 平成17年度から平成18年度 〔整備量及び事業費〕 市道 2.4 km 林道 2.8 km 総事業費 2,684,287千円 （内交付金 1,327,459千円） （内訳）市道 2,600,000千円 （内交付金 1,300,000千円） 林道 84,287千円 （内交付金 27,459千円）</p>
<p>5 - 3 その他の事業</p> <p>「さらしなの里」散策路整備事業（市単独） （計画期間平成18年度～平成22年度） 歴史・文化・自然に触れられ、史跡等にも立ち寄れる経路としながら、誰もが気軽に楽しく歩ける散策路を整備します。</p> <p>名勝姨捨「田毎の月」整備事業（実施中） 名勝指定の内、長楽寺地区については、歴史文学的景観整備を目的に建物の修復を行い、姪石地区については棚田保全のため水路整備を行っています。これに合わせ今年度から、景観保全地区について文化的景観保全計画策定事業（市単独）を実施します。</p> <p>城山史跡公園整備事業（市単独） （計画期間平成17年度～平成19年度） 戦国時代の城跡を復元し、平成7年6月に開園した当施設は、千曲市を一望できる山腹に位置しているが、施設の傷みや柵が危険になって</p>	<p>5 - 3 その他の事業</p> <p>「水辺の楽校プロジェクト」事業（市単独） （計画期間平成18年度～平成20年度） 市民の貴重な財産である千曲川の豊かな自然を守りながら、水辺体験ゾーンや旅行者・家族等が集えるスポーツの広場等を設置し、自然と人とのふれあいを重視した新たな水辺整備を図ります。</p> <p>名勝姨捨「田毎の月」整備事業（実施中：補助） 名勝指定の内、長楽寺地区については、歴史文学的景観整備を目的に月見堂・観音堂等の修復を、姪石地区については棚田保全のため水路整備等を行いながら「名勝（田毎の月）」の保存を図り、また平成17・18年度には名勝周辺の景観保全地区約75haについても地域住民とともに文化的景観保存活用計画を策定しながら姨捨棚田の景観保全を図っていきます。</p> <p>城山史跡公園整備事業（市単独） （計画期間平成17年度～平成21年度） 戦国時代の城跡を復元した当施設は、平成7年6月に開園し、現在では年間1万人を超える入場者があります。千曲市を一望できる山腹に</p>

<p>きたため年次計画で順次修復を行います。</p> <p>6．計画期間 平成17年度～平成21年度</p> <p>7．目標の達成状況に係る評価に関する事項 4に示す地域再生計画の目標については、本計画期間終了後に必要な調査を行い、状況を把握し、市報等に公表するとともに、平成18年度から実施する予定の当市事業評価に合わせ（内部評価・外部評価）改善すべき事項等の検討を行います。また4で示した目標数値等については、評価の指標とします。</p> <p>8．地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 該当なし</p>	<p>位置しているが、施設の傷みや柵が危険になってきたため年次計画で順次修復を行います。</p> <p>6．計画期間 平成17年度～平成21年度</p> <p>7．目標の達成状況に係る評価に関する事項 4に示す地域再生計画の目標については、本計画期間終了後に必要な調査を行い、状況を把握し、市報等に公表するとともに、平成18年度から実施する予定の当市事業評価に合わせ（内部評価・外部評価）改善すべき事項等の検討を行います。また4で示した目標数値等については、評価の指標とします。</p> <p>8．地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 該当なし</p>
---	---